

## 小規模保育事業の認可について

下記の小規模保育事業（A型）について、豊岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第43号）及び関係法令等に基づき審査した結果、認可基準を満たしています。

当該事業を認可するにあたって、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、豊岡市子ども・子育て会議の意見を求めます。

## 記

## 1 平成30年4月1日認可予定の小規模保育事業の概要

- (1) 施設名称 スマイリーハウス保育園
- (2) 施設種別 小規模保育事業A型
- (3) 設置場所 豊岡市戸牧500
- (4) 設置者 社会福祉法人豊友会 理事長 大岡 豊
- (5) 管理者 園長 橋本 まり子
- (6) 施設概要 賃貸物件（鉄骨2階建の1階の一部 床面積251.41㎡）
- (7) 認可定員 3号認定19人（0歳児：6人、1歳児：6人、2歳児：7人）
- (8) 職員配置 保育士資格者
- (9) 給食提供 自園調理
- (10) 設置者の教育・保育における実績

平成10年度に社会福祉法人設立以来「チャイルドハウス保育園」を、また平成27年度から「テラスハウス保育園」を運営し、地域への貢献を果たしていくことを基本理念として、一人ひとりを大切にしたい教育・保育を実践している。

また設置者は、神戸市及び関東圏に認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業など幅広く教育・保育関係に携わっている。

## 児童福祉法（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

(参考)

## 小規模保育事業について

### 1 現状

豊岡市では、平成25年度から続けて保育所待機児童が生じており、平成30年4月時点においても22人の待機児童となる見込みです。

待機児童のほとんどは豊岡地域の0～2歳児であり、豊岡地域の保育所に入所できず、日高・出石地域の保育所に入所している子どもも例年20名程度あります。

※待機児童数の推移

(単位：人)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度
	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1
待機児童数	25	32	0	14	16	34	8	26	22
うち0～2歳児	19	25	0	13	12	30	6	22	20

### 2 事業概要

小規模保育事業は、多様な保育ニーズに対応し、少人数（定員19人以下）のきめ細やかな保育を提供する保育所で、市の認可事業（地域型保育事業）です。

賃貸物件のビルやマンションの一室などの既存ストックを活用し、市街地でも展開しやすく、認可保育所と同様に運営費助成（地域型保育給付）を受けられます。

待機児童の早期解消を図るために、推進しています。

### 3 小規模保育事業の類型比較

	認可保育所	小規模保育事業		
		A型 保育所分園に 近い形態	B型 A型とC型の 中間型	C型 グループ型家庭的 保育(保育ママ)
職員配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置 基準+1名	保育所の配置 基準+1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く 場合5:2)
職員の資格	保育士	保育士	保育士+保育 従事者(1/2以 上は保育士)	家庭的保育者
保育室等の 設備・面積	1人当たり 乳児室 1.65㎡ ほふく室 3.3㎡ 保育室等 1.98㎡	1人当たり 0・1歳児 3.3㎡ 2歳児 1.98㎡	1人当たり 0・1歳児 3.3㎡ 2歳児 1.98㎡	1人当たり 0～2歳児 3.3㎡
給食等	自園調理 調理室 調理員	自園調理 (連携施設から の搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設から の搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設から の搬入可) 調理設備 調理員

注) 保育従事者・家庭的保育者とは、県等が実施する子育て支援員研修の地域型保育コースを修了し、認定された者（講習時間：基本8h+専門28.5h+演習2日）